

第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文 2022）

広報デザイン取扱いに関する要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会（とうきょう総文 2022）（以下「大会」という。）の広報デザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）の例による。

（広報デザインの定義）

第 2 条 この要領において、広報デザインとは、第 46 回全国高等学校総合文化祭東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めたもので、次の各号に掲げるものをいう。各号のデザインは、「別紙」及び「デザインガイドマニュアル」を参照すること。

- （1） 大会愛称ロゴタイプ
- （2） 大会シンボルマーク
- （3） キーデザインロゴマーク 1
- （4） キーデザインロゴマーク 2
- （5） 大会テーマ毛筆表現
- （6） 大会ポスター原画
- （7） 大会マスコットキャラクター及び愛称
- （8） 大会イメージソング

（広報デザインの使用）

第 3 条 広報デザインは、大会の開催趣旨に賛同し、大会の広報に寄与する事業において使用することができる。

（使用の許諾の申請）

第 4 条 広報デザインを使用する場合は、あらかじめ使用許諾申請書（別記様式第 1 号）を実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は事務局長が適当と認めた場合は、事前に使用見本を事務局長に提出することで、申請を省略することができる。

- （1） 国、地方公共団体、公益社団法人全国高等学校文化連盟、東京都高等学校文化連盟及び教育関係団体が大会の広報を目的として使用する時。
- （2） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校が、大会の広報及び教育

を目的として使用するとき。

- (3) 報道機関が、報道又は大会の広報を目的として使用するとき。
 - (4) その他事務局長が適当と認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、営業または販売物に広報デザインを使用する者は、あらかじめ事務局長と協議した上で、申請書を提出するものとする。ただし、第2条(7)の大会マスコットキャラクター及び愛称については申請できない。
- 3 第1項の規定により申請の必要がなく使用する場合においても、第5条の許諾要件、かつ第6条の遵守事項を満たした上で使用するものとする。
- 4 使用許諾の申請のために事務局長へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の許諾)

第5条 事務局長は、前条の規定による使用の許諾の申請があったときは、その内容を審査し、第3条の規定に該当すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、事務局長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務局長は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 大会、東京都（以下「都」という。）及び東京都教育委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) デザインの使用によって、特定の企業、団体、又は商品等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) 実行委員会が作成した「デザインガイドマニュアル」、「とうきょう総文2022マスコットキャラクターゆりーと色指定」及び「とうきょう総文2022大会マスコットキャラクターゆりーと展開一覧」に定められた使用方法に従うものでないとき。
- (8) その他事務局長が不適當と認めるとき。

2 前項の使用許諾は、許諾番号を付した上で、使用許諾書（別記様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第6条 広報デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ使用し、事務局長の指示する使用条件に従うこと。

- (2) 使用に当たっては、実行委員会が提供したデザインに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 実行委員会が保有する「デザインガイドマニュアル」、「とうきょう総文2022マスコットキャラクターゆりーと色指定」及び「とうきょう総文2022大会マスコットキャラクターゆりーと展開一覧」に定められた色、形等を正しく利用すること。
- (4) 原則として、大会マスコットキャラクターを使用する物件には「とうきょう総文2022大会マスコットキャラクター ゆりーと 井（前条第2項による許諾番号）」（2022は全角とする）を明示すること。ただし、その形状等から明示することが困難な場合は表記しないこと。
- (5) 物件の完成見本を、速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 広報デザインを使用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとする。
- (7) 広報デザインの使用主体について、物件に明示する等、第三者に周知すること。
- (8) 広報デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 大会が何らかの事由により中止され、または大会の内容について変更が行われた場合であっても、実行委員会に対して何らの損害賠償その他の請求及び権利の主張を行わないこと。
- (10) 広報デザインを使用した著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）について、大会マスコットキャラクターは東京都教育委員会、その他のデザインは実行委員会に帰属する。

（許諾内容の変更）

第7条 第3条第1項の規定により許諾を受けた者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用許諾変更申請書（別記様式第3号）を事務局長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第2条から第4条までの規定を準用する。

3 前項の使用許諾は、許諾番号を付した上で、使用許諾書（別記様式第2号）をもって行う。

（使用状況の報告等）

第8条 事務局長は、広報デザインの使用の許諾を受けた者に対し、使用報告書（別記様式第4号）により、広報デザインの使用状況について報告を求めることができる。

2 広報デザインを営利目的で使用する場合は、使用期間終了後30日以内または事務局長が別途定める期日までに、使用報告書（別記様式第4号）により、広報デザインの使用状況について報告を行うものとする。

(許諾の取消)

第9条 事務局長は、広報デザインの使用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前号の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を使用してはならない。
- 3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

(賠償責任等)

第10条 実行委員会、都及び東京都教育委員会は、使用者に損害が生じても、その損害賠償、損害補償について、一切の責任を負わない。

- 2 広報デザインの使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該使用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、実行委員会、都及び東京都教育委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 広報デザインの使用主体について、物件に明示する等、第三者に周知すること。
- 4 故意又は過失により実行委員会、都及び東京都教育委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を実行委員会、都及び東京都教育委員会に賠償すること。

(商標の使用)

第11条 本件商標の使用は、通常使用権とする。

- 2 本件商標の使用に関する取扱いについては、第2条から前条までの規定を準用する。
- 3 商標及び広報デザインを使用する者は、使用状況その他使用に必要な事項について、実行委員会から報告を求められた場合は、これに応じること。

(使用期限)

第12条 広報デザインの使用期限は、使用を許諾した日から令和5年3月31日までを限度とする。

(全国高等学校文化連盟の許可)

第13条 この規定に定めるもののほか、広報デザインの使用に当たって、公益社団法人全国高等学校文化連盟の手続きや許可が必要となる場合がある。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、別途事務局長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和3年9月24日から施行する。